

特集

国民年金の加入や保険料免除に関する 電子申請が開始

日本年金機構は、2022年5月11日より国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出、国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請について、「マイナポータル」からの電子申請を開始しました。

<電子申請のメリット>

24時間
申請可能!

どこからでも
申請できます

時間・コスト
削減が期待
できます

※日本年金機構ホームページより

● 申請可能な申請書類等(国民年金)と申請内容

<国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出>

(申請情報)

入力項目	内容												
氏名、住所欄	住民基本台帳に登録されている氏名、住所を入力する。												
国籍、外国籍の国名欄	国籍は、外国籍のみチェックし、外国籍の国名を入力する。												
外国人通称名、外国人通称名カタカナ欄	住民基本台帳に登録されている通称を入力する。												
資格取得(種別変更)届欄	<p>下記の理由等に対応する該当年月日を入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>該当年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20歳到達(学生・学生以外)</td> <td>誕生日の前日</td> </tr> <tr> <td>資格取得届出もれ (過去の届出もれの場合、選択)</td> <td>退職日の翌日</td> </tr> <tr> <td>厚生年金(共済含む)からの移行</td> <td>退職日の翌日</td> </tr> <tr> <td>外国からの転入</td> <td>外国からの転入日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> ・配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日 ・配偶者の65歳誕生日の前日 など </td> </tr> </tbody> </table>	理由	該当年月日	20歳到達(学生・学生以外)	誕生日の前日	資格取得届出もれ (過去の届出もれの場合、選択)	退職日の翌日	厚生年金(共済含む)からの移行	退職日の翌日	外国からの転入	外国からの転入日	その他	・配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日 ・配偶者の65歳誕生日の前日 など
理由	該当年月日												
20歳到達(学生・学生以外)	誕生日の前日												
資格取得届出もれ (過去の届出もれの場合、選択)	退職日の翌日												
厚生年金(共済含む)からの移行	退職日の翌日												
外国からの転入	外国からの転入日												
その他	・配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日 ・配偶者の65歳誕生日の前日 など												
備考欄	国民年金保険料納付書・控除証明書等の郵送物を住民票住所以外のところへ送付を希望する場合は、希望する郵便番号と住所を入力する。												

(添付書類)

退職直後に第1号被保険者の加入手続きを行う場合は、加入していた被用者年金制度(厚生年金保険等)の資格喪失日を証明できるもの(離職票等)をアップロードします。

<国民年金保険料免除・納付猶予申請>

(申請情報)

入力項目	内容
氏名・住所、被保険者情報欄	住所は、住民票の住所を入力する。
配偶者欄・世帯主情報欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者がいる場合は、別世帯であっても、「配偶者あり」を選択し、配偶者の氏名および生年月日を入力する。 ● 申請者本人と配偶者が別世帯の場合、配偶者のマイナンバー（個人番号）を入力する。 ● 「世帯主」欄で「世帯主が申請者本人・配偶者のいずれでもない」を選択した場合は、世帯主の氏名を入力する。
特記事項欄	<p>申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を入力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯状況に変更があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 結婚・離婚・世帯主変更等があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を入力する。 ● 海外転出入があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国名と転出入日を入力する。 ● 海外に居住していた場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「申請年度」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を入力する。
免除等区分欄	免除等は、「1. 全額免除」「2. 納付猶予」「3. 4分の3免除」「4. 半額免除」「5. 4分の1免除」の順に全て審査する。審査を希望しない免除等区分がある場合のみチェックを外す。
申請年度欄	免除・納付猶予での年度は、7月から翌年6月まで。※2022年度分は、2022年7月以降に申請できる。
16歳以上19歳未満の扶養親族欄	被保険者本人、配偶者、世帯主の人が、免除・納付猶予申請年度の前年12月末日時点において、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は、その人数を入力する。
被保険者の特例認定区分欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止等した日）を入力し、失業前の「雇用保険加入有無」を選択する。 ・ 証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など）の画像をアップロードする。 ● 災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「災害（震災、風水害、火災等）」を選択する。 ● 生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の人）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「その他」を選択した上で、「その他の理由」を入力する。 ・ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の画像をアップロードする。 ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証の画像をアップロードする。
翌年度免除猶予希望有無欄	申請は、原則として毎年度必要。ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けた人が、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望し、「希望する」を選択した場合は、継続して申請があったものとして審査（継続審査）を行う。
翌年度全額免除希望有無欄	翌年度免除猶予希望有無欄で継続審査を希望した人のうち、「納付猶予」が承認された人が、「全額免除」の審査を希望した場合は、翌年度において、1.全額免除、2.納付猶予の順に審査を行う。
備考欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 免除等区分で「納付猶予」の審査順序を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 例：「4分の1免除の次に納付猶予を審査」 ● 申請を希望する年度中の一部の期間（失業、離婚後、世帯分離後など）に限り申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は入力しない。 ● 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ その名称および受給開始年月を入力してください。 ● 外国籍の人で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「保護受給」と入力する。 ● 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ その事実およびその年月日を入力する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧 国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。 イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に 関する法律による援護を受けなくなった。 ウ ハンセン病療養所または国立療養所を退所した。

(添付書類)

失業等による特例免除により申請する場合、失業した事実が確認できる書類（雇用保険の被保険者であった人が失業による申請を行う場合、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている人が失業による申請を行う場合）の画像をアップロードします。

<学生納付特例申請>

(申請情報)

入力項目	内容
氏名・住所、被保険者情報欄	住所は、住民票の住所を入力する。
申請期間欄	学生納付特例制度での年度は、4月から翌年3月まで。 ※2023年度分は、2023年4月以降に申請することができる。
学校の名称欄	学校名を入力する。
学校の所在地欄	都道府県を選択し、郡市区名・町村名まで住所を入力する。
在学予定期間欄	入学年月および卒業予定年月を入力する。
学生の区分欄	該当する区分がない場合は「5.その他」を選択する。
学生証の有効期限欄	学生証に記載された有効期限を入力する。学生証に有効期限の記載がない場合は入力不要。
前年所得欄	所得 = 収入 - 必要経費
16歳以上19歳未満の扶養親族の人数欄	「あり(128万円超)」を選択した場合は、申請年度の前年12月末日時点における16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を入力する。
被保険者の特例認定区分欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合 ⇒ 該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を入力し、失業前の「雇用保険加入有無」を選択する。 ・ 証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など)の画像をアップロードする。 ● 災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請する場合 ⇒ 「災害(震災、風水害、火災等)」を選択する。 ● 生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の人)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請する場合 ⇒ 「その他」を選択した上で、「その他の理由」を入力する。 ・ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の画像をアップロードする。 ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証の画像をアップロードする。
備考欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請期間中に海外転出入があった場合 ⇒ 国名と転出入日を入力する。 ● 申請を希望する年度の1月1日時点で海外に居住していた場合 ⇒ 国名および転入日を入力する。 ● 申請を希望する年度中の一部の期間(失業後の期間等)に限り申請する場合 ⇒ その旨を入力する。 ● 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合 ⇒ その名称および受給開始年月を入力する。

(添付書類)

- ・ 在学期間がわかる学生証の画像(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)または在学証明書の画像をアップロードします。
- ・ 失業したこと等により申請する場合、失業した事実が確認できる書類の画像をアップロードします。

●電子申請の方法

電子申請にはマイナポータル開設が必要です。

マイナポータルの利用方法については、マイナポータル (<https://myrna.go.jp/>) にある「メニュー」から「使い方」を選択します。

●スマートフォンによる電子申請

<準備するもの>

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード
 - ・パスワード①：利用者証明用 電子証明書パスワード (数字4桁)
 - ・パスワード②：券面事項入力補助用パスワード (数字4桁)

<登録手続>

- ① マイナポータルのトップ画面の「利用者登録/ログインして使う」を選択します。
- ② 「利用者登録」を選択します。
- ③ 「スマートフォン」を選択し、マイナポータルアプリをダウンロードします。
- ④ 「利用者登録/ログイン」を選択します。
- ⑤ パスワード①を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始します。
画面の案内に従い入力・選択し、登録完了です。

<申請手続>

- ① マイナポータルのトップ画面の「年金の手続をする」を選択します。
- ② 「国民年金に関する手続」画面にて、希望する手続を確認し「手続に進む」を選択します。
- ③ パスワード②を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始します。
- ④ 画面の案内に従い、申請に必要な内容の入力・選択等を行います。
- ⑤ 個人情報の取扱い等を確認し、「同意する」「申請する」を選択します。
送信完了したら電子申請が完了です。

さらに便利に…マイナポータルとねんきんネットをつなげる

【メリット】

1. 日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます

学生納付特例が承認されて翌年度以降も在学予定の人の場合は、簡便な方法で電子申請が行えるお知らせが受け取れます。

2. 年金記録を確認できます

自身の国民年金の記録や、勤めている会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

3. 将来の年金見込額を試算できます

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合など、さまざまな条件に合わせた試算ができます。

【手続】

マイナポータルから手続します。

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。